

薩摩川内市中堅職員研修事業業務委託 公募型プロポーザル発注方式の実施に係る公募要領について

本要領は、本市が発注する公募型プロポーザル発注方式に係る公募要領です。参加希望者は、以下の内容を確認の上、参加ください。

1 発注業務の概要等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 業 務 名 | 薩摩川内市中堅職員研修事業業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 薩摩川内市地内 |
| (3) 業務委託上限額 | 2, 2 0 0, 0 0 0 円（税込み） |
| (4) 履 行 期 間 | 契約の日から令和9年3月31日まで |
| (5) 業 務 概 要 等 | 別紙仕様書のとおり |
| (6) 業 務 内 容 | 現在の社会情勢や行政における課題に対応できる人材を育成するため、中堅職員を対象に管理監督職としてあるべき姿、今後の地域のあるべき姿について自ら考え、行動し、成果を出す職員を育成します。 |
| (7) 担 当 部 署 | 薩摩川内市 行政管理部 人事課 |

2 設計図書等の閲覧

- ・ 閲覧場所 薩摩川内市ホームページ (<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>)

3 参加資格

公募型プロポーザル発注方式に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の物品等競争入札参加資格を有する者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で資格の審査期限までに資格の申請を行い、本市が受理しているもの。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募の日から契約の日までの間に、薩摩川内市物品等有資格業者の指名停止に関する要綱（令和3年訓令第7号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 指名停止要綱に基づく文書警告を受けている場合、申請日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。また、申請日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告を受けていないこと。
- (6) 次の①から⑨までのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。以下同じ。）
 - ③ 役員等が、暴力団員であると認められる法人等

- ④ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人等
 - ⑤ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人等
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - ⑦ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等
 - ⑨ ①から⑧までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人等
- (7) その他関係法令・規則等に違反していないこと。
- (8) 公募型プロポーザル発注方式に応募できるのは、次に掲げる条件を全て満たす企業、団体とする。
- ① 調査業務の企画及び実施を的確に遂行できる能力を有すること。
 - ② 業務内容については、守秘義務を遵守できること。
 - ③ 下表の要件を満たす者であること。

項 目	内 容
業務実績	過去５年間（令和３年度以降）における国・県・市区町村からの受注実績のうち、元請として地方公共団体職員の研修業務の実績が３件以上あること。
地域要件	日本国内に本店を置く企業であること。

４ 公募型プロポーザル発注方式の参加申請書の提出について

(1) 資格の確認

公募型プロポーザル発注方式に参加しようとする者は、３の資格を有することの確認を受けるため、公募型プロポーザル発注方式参加申請書及び関係書類を持参又は郵送により提出しなければならない。

薩摩川内市長は、公募型プロポーザル発注方式に参加する資格を確認したときは、その旨を公募型プロポーザル発注方式参加資格確認通知書により通知する。参加する資格がないと認めたときは、その理由を付して、公募型プロポーザル発注方式参加資格確認通知書により通知する。

(2) 申請様式

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① 公募型プロポーザル発注方式参加申請書	様式第１号	１部	
② 公募型プロポーザル発注方式参加資格に関する受注実績	様式第２号	１部	過去５年間（令和３年度以降）における国・県・市区町村からの受注実績のうち、元請として地方公共団体職員の研修業務の実績が３件以上あることが確認できるもの。

(3) 提出期限

公募の日から令和8年10月9日（金）午後5時迄（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）
（郵送期限内必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(5) 提出場所

〒895-8650 薩摩川内市神田町3番22号
薩摩川内市 行政管理部 人事課（担当：白江・杉野）
TEL 0996-23-5111（内線4512・1732）
Mail jinji@city.satsumasendai.lg.jp

※持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

5 入札参加資格審査申請書の提出について

本市の入札参加資格を有していない場合は、資格の確認に必要な資料等を提出する必要がある
ので、申請に必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、記入にあたっては、本市のホームページの

「令和8・9・10年度の物品等競争入札参加資格審査申請の受付は終了しました」

(https://www.city.satsumasendai.lg.jp/gyoseijoho/nyusatsu_keiyaku/6/6415.html)

にある「提出書類一覧表」及び「申請手引き」を参照の上、記入すること。

(1) 提出書類（各1部）

- ① 競争入札参加資格審査申請書提出書類チェックシート
- ② 業者カード NO. 1 事業者情報を記入（本市様式1）
- ③ 競争入札参加資格登録通知（本市様式3）
- ④ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（物品等）（本市様式4）
- ⑤ 営業概要書（本市様式5）
- ⑥ 主な契約実績（本市様式6）
- ⑦ 営業所一覧表（本市様式7）
- ⑧ 営業所に関する報告書（本市様式8-1）及び薩摩川内市内の支店・営業所の所在地図、
建物写真及び公共料金（本市様式8-2） ※本市内に本店以外の営業所がある場合
- ⑨ 支店、営業所等への委任状（本市様式9）
- ⑩ 有資格職員名簿（本市様式10）
- ⑪ 法人にあつては直近の商業登記簿謄本の写し、個人事業者にあつては身分証明書
- ⑫ 納税証明書
- ⑬ 非課税申立書（課税されず上記納税証明書が提出できない場合 本市様式11）
- ⑭ 印鑑証明書
- ⑮ 財務諸表
- ⑯ 暴力団排除に関する誓約書及び役員等名簿（本市様式13）

※⑦⑧⑨⑩⑬については、該当する場合に提出すること。

(2) 提出期限

公募の日から令和8年10月6日（火）午後5時迄（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）
（郵送期限内必着）

- (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 提出場所
4の(5)に同じ
※持参の場合は、事前に電話連絡の上、来庁してください。

6 応募の無効に関する事項

「3 参加資格」の条件を全て満たす場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、参加の対象としない。

- (1) 提出された「業務見積書（様式第10号）」の金額が「業務委託上限額」を超過しているとき。
- (2) 不正又は不誠実な行為があるとき。
- (3) 経営状況が著しく不健全であると認められるとき。
- (4) 安全管理の状況が本市発注の業務発注の受注者（以下「受注者」という。）として不適当であると認められるとき。
- (5) 労働福祉の状況が受注者として不適当であると認められるとき。
- (6) その他不公正又は不誠実と認められる事由等があり、受注者として不適当であると認められるとき。

7 応募条件

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 応募した企画提案書等は返却しない。
- (3) 契約締結後、委託企業・団体名は公表する。

8 企画提案書様式の配布並びに受付

- (1) 配布方法 「薩摩川内市ホームページ（<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>）」よりダウンロードすること。
- (2) 受付方法 「9 提案書の作成要領について」に基づき、必要事項を記載し、代表者印を押印した公募型プロポーザル発注方式参加申請書（以下「申請書」という。）及び企画提案書（以下「提案書」という。）を行政管理部人事課へ提出すること。
（郵送期限内必着）
- (3) 受付期間
 - ① 入札参加資格審査申請書（※本市の入札参加資格を有していない場合のみ、参加申請受付を行う必要があります。）
公募の日から令和8年10月6日（火）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）
 - ② 公募型プロポーザル発注方式参加申請書
公募の日から令和8年10月9日（金）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）
 - ③ 提案書
令和8年10月16日（金）から令和8年10月30日（金）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

9 提案書の作成要領について

本提案書は、(薩摩川内市中堅職員研修事業業務委託仕様書に準拠した提案内容とし、提案書の提案項目は下記のとおりとする。

(1) 提案様式等

提出物	提出様式	提出部数	特記事項
① 公募型プロポーザル発注方式企画提案書(鑑)	様式第3号	1部	
② 会社概要	様式第4号	1部	
③ 配置予定者の業務経験等	様式第6号	1部	過去5年間(令和3年度以降)における国・県・市区町村からの元請けとしての研修業務の 全ての実績 を提出すること。
④ 業務実施体制	様式第7号	8部	業務の役割分担が明確になるような体制表を添付のこと。 審査時に使用します。 (様式自由) ※正本1部、副本7部
⑤ 業務のスケジュール	様式第8号	8部	審査時に使用します。 (様式自由) ※正本1部、副本7部
⑥ 企画提案書	様式第9号	8部	審査時に使用します。 (様式自由) ※正本1部、副本7部
⑦ 業務見積書	様式第10号	1部	(様式自由) 以下9-⑧のとおり

※正本については応募者名をつけ、副本については、住所・会社名・氏名等の応募者を特定できる表記をしないこと。

⑧ 様式第10号：業務見積書

見積書には以下の項目の内訳を記載すること。

<直接人件費>

<直接経費>

<諸経費>

※(業務見積書は封筒に入れ封印し提出すること)

- (2) 提出期限 令和8年10月16日(金)から令和8年10月30日(金)午後5時迄
(土日を除く。市役所本庁舎開庁日)(郵送期限内必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 提出場所 4の(5)に同じ

10 質問について

本要領及び仕様書等に不明な点がある場合は、質問票（様式第 11 号）を電子メールで提出すること。

- (1) 提出期限 令和 8 年 10 月 2 日（金） 午後 5 時迄（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）
- (2) 方 法 電子メールで提出すること。電子メール以外での質問は受け付けない。なお、メールのタイトルは「薩摩川内市中堅職員研修業務（※事業者名）」とすること。また、質問数は、1 事業者あたり 10 件を上限とする。

Mail jinji@city.satsumasendai.lg.jp

- (3) 回 答 期限内にあった質問への回答については、随時、薩摩川内市のホームページ（<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>）上で掲載する。

最終回答期限 令和 8 年 10 月 6 日（火）まで（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

11 審査基準

- (1) 関連業務の実績（20 点）
 - ・「会社概要」、「受注実績」、「配置予定者の業務経験等」により、実績が適切で、かつ、業務を遂行する人的能力を有した事業者であるか判断し、評価する。
- (2) 業務遂行能力（10 点）
 - ・「業務実施体制」、「業務のスケジュール」により業務遂行能力について判断し、評価する。
- (3) 企画提案書の内容（60 点）
 - ・「企画提案書」により、業務理解度、実効性、有効性、独創性について判断し、評価する。
- (4) 価格評価（10 点）
 - ・「業務見積書」により、価格設定について判断し、評価する。

12 提案書の審査及び採否の通知

(1) 審査

提出された企画提案書等の内容（業務実績、配置予定者の業務経験等、実施体制、スケジュール、業務理解度、実効性、有効性、独創性及び価格設定等）について、総合的に判断・評価して書類審査により選定業者を決定する。

提案者が 1 者の場合は、業務見積額に係る価格評価を除く 216 点（合計 360 点の 60%）を基準点とする。また、総合評点上位者が同点の場合は、見積額の安価な者を優先することとし、同額の場合は、企画提案書の内容審査の評点上位者を委託事業者（契約候補者）とする。

(2) 選定結果の公表及び通知

- ① 審査終了後、すべての参加者に対し審査結果の通知を行う。
- ② 選定結果の公表は提案者名（最優秀提案業者名のみ）及び評価点（合計のみ）を薩摩川内市ホームページで行う。

13 見積書提出の辞退

原則として、本業務の特定通知を受けた者は、見積書提出を辞退できないものとする。

14 配置予定者

契約締結後、配置予定者について発注者へ通知すること。

15 契約までのスケジュール

公募要領の公表期間

- ↓
- ・公表期間：公募の日から令和8年10月9日（金）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

入札参加資格審査申請書の受付期間

- ↓
- ※入札参加資格を有していない場合のみ
 - ・受付期間：公募の日から令和8年10月6日（火）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

質問の受付期間

- ↓
- ・受付期間：公募の日から令和8年10月2日（金）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

質問の回答

- ↓
- ・回答期限：令和8年10月6日（火）午後5時迄

提案書の提出

- ↓
- ・受付期間：令和8年10月16日（金）から令和8年10月30日（金）午後5時迄
（土日を除く。市役所本庁舎開庁日）

申請書、提案書の審査

提案者に対する採否の通知等

- ↓
- ・申請者に対して提案書の採否の通知をする。

落札者決定

- ↓
- ・特定者から見積書を徴し、随意契約する。

契約（おおむね11月下旬を予定しています。）

15 その他

- (1) このプロポーザルへの参加に必要な経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱いは、以下のとおりとする。
 - ① 提出期限後の提出書類の差し替えまたは再提出は認めない。
 - ② 提出された書類は返却しない。
 - ③ 薩摩川内市は、提出書類をこのプロポーザル以外の目的で使用せず、また、当該参加者に無断で公表しない。
 - ④ 薩摩川内市は、このプロポーザルに必要な範囲で提出書類を複写することがある。
 - ⑤ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
 - ⑥ 提案書に虚偽の記載をした場合は、失格とする。
- (3) このプロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (4) 提出書類に重大な不備または虚偽の記載があった場合は、申込を無効とする。
- (5) 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。
- (6) 受託事業者は関係法令、薩摩川内市条例、規則、規定、要綱を遵守するものとする。
- (7) 審査会は非公開とし、審査基準に係る質問や異議は一切認めない。
- (8) 企画提案書は、薩摩川内市情報公開条例（平成16年10月12日条例第12号）に基づき非公開とする部分を除き、公開することがある。

【問合せ先】	薩摩川内市 行政管理部 人事課 白江・杉野
	住 所 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号
	TEL 0996-23-5111 (内線 4512・1732) FAX 0996-20-5570
	E-Mail jinji@city.satsumasendai.lg.jp